

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.4 1

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 指定管理者(社)北海道消費者協会
〒060-0003 札幌市中央区北 3条西 7丁目 北海道庁別館西棟 2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

胆振・日高管内、空知管内の 消費者被害防止ネットワークセミナーが開催!!

空知管内の内容は裏に記載

胆振・日高管内の消費者被害防止ネットワークセミナーは昨年11月16日、苫小牧市内で開かれました。道協会の橋本智子会長が「多いのは高齢者の被害。高齢者の気持ちを受け止めてくれる場所がないので、生活者の相談窓口というような元気な高齢者の居場所をつくらなければならない」と最近の傾向を説明した上で、「情報を共有化することで被害抑止になる。ぜひネットワークを作ってほしい」と必要性を訴えました。



続いて苫小牧市消費者被害防止ネットワークから「消費者被害の事後処理が中心で、未然防止の体制が不十分。将来的には構成団体が連携して体制を整え、悪質業者が来ないマチにしたい。当面は構成団体の拡大に取り組むことが必要」と報告がありました。

白老町消費者被害防止ネットワークからは「被害情報が入ってきたら、即座に構成団体へFAX 送信している。また、遺族への注意喚起の一環として、火葬場に故人への不当請求・架空請求がきた場合の心構えについての文書を貼った」などユニークな活動事例が発表されました。

参加者からは「相談をうけるシステムはあるが、勉強が追いつかないジレンマがある。ネットワークづくりの必要性は痛感している」(登別)「何年か前に一度会合を開いた事がある。消費者協会は高齢者が多く先頭に立つのは難しいので、役場に本腰を入れてやってほしいのだが」(様似)「消費者協会の設立の根っこにあるのは相談ではなく、被害防止すること。ネットワークは悪質業者の抑制につながる。難しいことではないので、行政機関の力を借りてぜひ実現してほしい」(白老)などと、活発な意見交換がなされました。



空知管内消費者被害防止ネットワークセミナー

空知管内消費者被害防止ネットワークセミナーが昨年 11 月 24 日に美唄市のホテルスエヒロで開かれ、約 80 人の参加者が悪質商法の被害防止や効果的な住民への情報提供について学び、安全なまちづくりへの思いを新たにしました。



空知管内には合わせて 5 つの市と町にネットワークがありますが、セミナーは既存のネットワークの活性化と新たな設立を促すのが目的。



まず滝川のネットワークのメンバー滝川消費者協会が、大画面を使って次々販売、催眠商法、海外宝くじ商法など様々な悪質商法の手口とその対策について詳しく説明。出前講座などで活躍している同協会の「菜の花劇団」が寸劇を披露しました。寸劇は、訪問販売で高額化粧品を買わされた女性がクーリングオフで解決するまでの交渉を紹介したもので、被害を予防する方法や解決策を学んでもうらおうという趣向でした。



活動報告では、管内のネットワーク代表が「メンバーから寄せられた悪質商法の情報は直ちに地元の新聞社に発表して注意喚起している」「誰かが活動してくれるという甘えはダメ。みんなで活動して安全な町づくりに励んでいる」「悪質業者は消費者協会の組織の無いところを狙って活動している。予防には住民の連携が欠かせない」と発表。「忙しい学校関係者をどのようにしてネットワークに参加してもらうか悩んでいる」などの課題も報告されました。

札幌から参加した弁護士は「孤独な高齢者の被害が多いが、家族が普段からきちんと接していれば防げることが多い。また、被害に遭ったと気づいたら、泣き寝入りせず半年後でもいいから相談して欲しい」と述べ、家族とのコミュニケーションや泣き寝入りしない意志の強さが大切であることを強調しました。

ネットワークのない地域でも、興味のある市町村団体の参加もお待ちしております。

今後の開催日程

渡島管内 1月30日(日)13:00~15:15 場所 ロアジールホテル函館

宗谷管内 3月25日(金)13:00~15:30 場所 稚内総合文化センター(予定)